

議第31号

京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長      松      井      孝      治

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業を利用する者が保育所を利用することができることとする必要があるので提案する。